

Q & A

Q1 「認証申請のための手引き」に示された内容は、正規職員だけを考えればよいですか？「職員」の定義を教えてください。

A 「認証申請のための手引き」でいう職員は、特に断りがない限り正規職員を対象とします。

Q2 認証審査のスケジュールはどのようになっていますか？

A 毎年6月、10月、2月の第2金曜日を審査委員会の日としています。認証申請はその1か月前までに提出してください。審査委員会で認証決定後、約1か月程度で認証書を交付できる見込みです。また、認証書は申請のあった法人の事業所分の枚数を交付します。

Q3 3年間の認証期間経過後、更新のたびに申請時と同様の書類を提出するのですか？

A 規定などの変更もあるかと思しますので、確認のため、更新申請の際も書類を提出いただく必要があります。

Q4 認証事業者としての有効期限が切れる前に連絡してもらうことはできますか？

A 原則として個別に連絡する予定はありません。認証書に有効期限が記載されていますので、ご注意ください。

Q5 当法人ではすでにキャリアパスを構築し運用していますが、認証評価制度が求めるような内容となっているかどうか疑問です。どのようにすればよいですか？

A 事務局である長野県社協にキャリアパスに関する書類を送って相談してください。事務局では、キャリアパスに限らず相談に応じます。

Q6 認証を受けるメリットはなんですか？

取組宣言を行うことや、認証を受けるメリットとして、以下のようなことがあります。

○取組宣言事業所になると

事業所のイメージ、知名度が上がる。

認証取得への取組を通じて、組織を活性化できる。

○認証事業所になると

認証取得の過程において調査員等のアドバイスを受けることができる。

採用活動等において認証マークを活用し、事業所をアピールできる。

専用サイト等において、積極的に広報されることで、事業所イメージが向上する。県社協主催の福祉職員生涯研修が優先的に参加できる。

職場説明会等においては、認証マークの表示、優先枠、認証事業所だけに限った開催などの優遇措置を実施します。

職員のモチベーションがアップすることで職員の質が向上し、優秀な人材の確保につながる。